

株主各位

第 34 期定時株主総会招集のご通知に際しての
インターネット開示情報

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(自 2021 年 11 月 1 日 至 2022 年 10 月 31 日)

株式会社CAICA DIGITAL



「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、
法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホーム
ページに掲載することにより株主の皆様を提供し
ております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

株式会社C A I C Aテクノロジーズ

株式会社C A I C Aデジタルパートナーズ

SJ Asia Pacific Limited

カイカ証券株式会社

EWARRANT INTERNATIONAL LTD.

EWARRANT FUND LTD.

株式会社カイカエクステンジホールディングス

株式会社カイカエクステンジ

株式会社カイカキャピタル

株式会社カイカフィナンシャルホールディングス

株式会社カイカファイナンス

EWM (HONG KONG) LIMITED

CK戦略投資事業有限責任組合

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない関連会社数 1社

ENPIX Corporation

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内子会社1社の決算日は8月31日、3社の決算日は9月30日であり、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、海外連結子会社1社の決算日は3月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品

主として個別法による原価法

製品

移動平均法による原価法

仕掛品

主として個別法による原価法

ハ. 暗号資産

活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ITサービス事業

受注制作によるソフトウェアの開発、ITエンジニアの役務提供を行っております。顧客との契約形態は、顧客の要求やソフトウェアの開発段階において、請負契約、準委任契約及び派遣契約に大別されます。

① 請負契約

請負契約に基づく履行義務は、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

② 準委任契約及び派遣契約による取引

顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

ロ. 金融サービス事業

主な収益は、受取手数料および暗号資産売買等損益であります。

① Orderbook Tradingにおける受取手数料

当社グループが提供するサービス「Zaif」での暗号資産取引サービス「Orderbook Trading」において、暗号資産の売買等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客から受け入れる手数料であり、暗号資産取引所における取引日に収益を計上しております。

② その他の受取手数料

顧客の法定通貨の出金または暗号資産の入出庫に伴い、顧客から受け入れる手数料であり、顧客から申込日に見込まれる額を収益として計上しております。また、本人確認が完了されていない顧客からは口座管理維持手数料として、毎月1日0時時点の口座の保有残高をもとに見込まれる額を収益として計上しております。

③ 暗号資産売買等損益

「Zaif」での暗号資産交換サービス「かんたん売買」または顧客と暗号資産売買契約した際の暗号資産の売買差額であり、約定日に収益を計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその投資効果の発現する期間にわたって、均等償却しております。

ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ニ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、受注制作のソフトウェアに係る収益の認識時期について、従来は、開発作業の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」と表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、金融サービス事業に含まれる(株)カイカフィナンシャルホールディングスグループにおいて以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
建物及び構築物	10,002
工具・器具及び備品	8,016
ソフトウェア	280,993
のれん	5,126,322
その他	102,102

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社連結子会社株式会社カイカフィナンシャルホールディングス及びその子会社では暗号資産市場におけるステーブルコインの暴落などの外部環境の悪化等により事業計画の変更を余儀なくされ、当連結会計年度の売上及び営業利益は事業計画に比べ大幅な未達となったことから、のれん及び関連する事業資産を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として会社を基本単位とし、のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。減損の兆候がある事業については帳簿価額と回収可能額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各事業の事業計画を基礎としております。株式会社カイカフィナンシャルホールディングスグループの事業計画には、将来の暗号資産市場の動向や、暗号資産取引所における利用者数といった複数の重要な仮定が含まれます。

そのため、翌連結会計年度において、不確実な経済条件の変動などによって、仮定と実績が大幅に異なる場合、翌連結会計年度以降に取得した固定資産について減損損失を計上する可能性があります。

(暗号資産に関する注記)

暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2022年10月31日)
保有する暗号資産 (預託者から預かっている暗号資産を除く)	1,590,758 千円
預託者から預かっている暗号資産	43,196,636 千円
合計	44,787,395 千円

(注) 保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)は、連結貸借対照表上、流動資産の「自己保有暗号資産」に計上されております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	当連結会計年度 (2022年10月31日)	
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	53.559229 BTC	155,416 千円
イーサリアム	87.951790 ETH	17,581 千円
ネム	971,741.6888 XEM	5,820 千円
シンボル	18,780,406.5616 XYM	104,606 千円
その他	—	9,849 千円
合計	—	293,274 千円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

	当連結会計年度 (2022年10月31日)	
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額
フィスココイン	9, 521, 932. 0535 FSCC	532, 644 千円
カイカコイン	50, 272, 264. 1564 CICC	585, 585 千円
ネクスコイン	156, 681. 5183 NCXC	12, 616 千円
ザイフコイン	318, 354, 846. 5 ZAIF	47, 937 千円
スケブコイン	297, 993, 045 SKEB	115, 516 千円
その他	—	3, 182 千円
合計	—	1, 297, 483 千円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 130, 395千円

2. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

3. 当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高360, 000千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定額以上であることを約する財務制限条項が付されております。前々連結会計年度及び前連結会計年度の決算確定をもって当該財務制限条項に抵触致しましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する合意を得ました。しかしながら、当連結会計年度末において、借入金360, 000千円について財務制限条項に抵触している状況を解消できないことになりましたので、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する協議をしております。また当社グループは、当連結会計年度末現在十分な返済原資を有しており、当該事象が当社グループの財政状態に影響を及ぼすことはありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 114, 269, 094株
当連結会計年度末日における自己株式の数 普通株式 103, 785株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項（予定）

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 70, 000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しておりますが、長期にわたる投資資金は借入、増資及び社債の発行にて調達する方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する方針であり、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。預託金は、主として関連法令の要求に基づき顧客からの預り金銭を信託銀行に信託している預託金であり、信託銀行が破綻しても信託法によるその財産は保全されることになっております。預け金は主として金融サービス事業の運用のために他の金融業者に預けております。投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対して短期貸付及び長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。預り金は、主として暗号資産売買取引による利用者からの預り金であります。カバード・ワラント負債は、原資産価格の変動の影響を受けるので、時にはヘッジ取引を行なっても、損失を被ることがあります。長期借入金は、主に長期的な投資資金に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、長期貸付金について、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また金融商品取引事業においては、市場リスクは保有する有価証券・派生商品（デリバティブ）等や外貨預金等の外貨建て資産・負債等に、株価、金利その他価格変動要因及び外国為替相場など市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険とその他の理由によって発生し得る損失の危険をあらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで、トレーディング部で管理しております。なお、当該限度額は投資・リスク管理委員会において決定し、リスク管理室でモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	193,759	193,759	—
長期貸付金	285,503	103,920	
貸倒引当金（注3）	184,503		
	101,000	103,920	2,920
資産計	294,759	297,679	2,920
社債（注4）	210,000	208,232	△1,767
長期借入金（注5）	360,000	350,339	△9,660
負債計	570,000	558,572	△11,427

（注1）現金及び預金、預託金、売掛金、短期貸付金、未収入金、預け金、支払手形及び買掛金、預り金は、カード・ワラント負債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。また、投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に従い、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 投資事業組合出資金	186,604 144,854

（注3）長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注4）社債には、1年内償還予定の社債を含んでおります。

（注5）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注6）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年	10年超
現金及び預金	2,671,569	—	—	—
預託金	9,133,000	—	—	—
売掛金	830,966	—	—	—
短期貸付金	20,000	—	—	—
未収入金	171,751	—	—	—
預け金	414,242	—	—	—
長期貸付金（注）	—	100,000	—	—
合計	13,241,530	100,000	—	—

（注）償還予定が確定しない長期貸付金185,503千円（貸倒引当金184,503千円）は、含めておりません。

（注7）社債及び長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	10年超
社債	140,000	70,000	—	—
長期借入金	180,000	180,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	193,759	—	—	193,759

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	103,920	—	103,920
社債	—	208,232	—	208,232
長期借入金	—	350,339	—	350,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	ITサービス 事業	金融サービス 事業	計		
一時点で移転される 財又はサービス	279,477	564,335	843,812	20,544	864,356
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	4,768,713	—	4,768,713	—	4,768,713
顧客との契約から生じる収益	5,048,190	564,335	5,612,525	20,544	5,633,069
その他	—	809,505	809,505	—	809,505
外部顧客への売上高	5,048,190	1,373,840	6,422,031	20,544	6,442,575

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディア事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	669,952	830,966
契約負債	5,971	6,497

契約負債は、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、連結貸借対照表上、流動負債その他に含めております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 42円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 54円69銭 |

(企業結合・事業分離に関する注記)

1. 取引の概要

当社は、2021年6月18日開催の取締役会の決議及び2021年7月30日開催の当社臨時株主総会での承認に基づき、2021年11月1日付で金融サービス事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割を実施致しました。

分割当時会社の名称及びその事業の内容

	当 社 (分割会社)	中間持株会社 (承継会社)
(1) 名称	株式会社C A I C A D I G I T A L	株式会社カイカフィナンシャルホールディングス
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目11番9号	東京都港区南青山五丁目11番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 伸	代表取締役 渕木 幹男
(4) 事業内容	グループ会社の管理統括	金融サービス事業の管理統括
(5) 資本金	997百万円	50百万円
(6) 設立年月日	1989年7月14日	2021年11月1日
(7) 発行済株式数	113,728,094株	2,000株
(8) 決算期	10月31日	10月31日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社フィスコ 20.26% 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 6.19% 株式会社フィスコ・コンサルティング 4.95%	当社 100%

会社分割の効力発生日

2021年11月1日

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設分割承継会社を承継会社とする分社型新設分割です。

会社分割の目的

金融サービス事業の効率的な経営及び事業の早期拡大を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号)」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(FTXトレーディングの経営破綻)

暗号資産交換業大手FTXトレーディングが2022年11月11日、日本の民事再生法に相当する連邦破産法11条(チャプター11)の適用を申請しました。株式会社カイカキャピタルは、FTXトレーディングの日本法人FTX Japan株式会社(本社:東京都千代田区)に2022年12月20日現在、暗号資産ビットコインを約8.4BTC預けております。

(新株予約権の付与)

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求める議案を、2023年1月27日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議しました。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認を求めるものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)であり、第2号議案が承認可決された場合、取締役は8名(うち社外取締役は3名)となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

12,000個を上限（うち社外取締役分は1,200個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,200,000株を株式数の上限（うち社外取締役分は120,000株）とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(減損損失に関する注記)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都港区	—	のれん	5,126,322
東京都港区	本社	建物及び構築物	10,002
		工具、器具及び備品	8,016
		ソフトウェア	280,993
		その他	102,102

当社グループは減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産グルーピングを行っております。

株式会社カイカエクスチェンジホールディングス、株式会社カイカエクスチェンジ及び株式会社カイカキャピタルを前連結会計年度に連結子会社化した際に発生したのれんについて、将来キャッシュ・フローの見積り額を基に回収可能性を検討した結果、当該のれんを全額減額し、当該減少額5,126,322千円を減損損失として計上しております。

株式会社カイカエクスチェンジの業績の悪化に伴い、帳簿価額の全額を回収見込みがないと評価した結果、株式会社カイカエクスチェンジの固定資産の当該減少額393,248千円を減損損失として計上しております。その内訳は、建物及び構築物10,002千円、工具、器具及び備品8,016千円、ソフトウェア280,993千円、その他94,236千円であります。カイカ証券株式会社、EWARRANT FUND LTD.、EWARRANT INTERNATIONAL LTD.の継続的な業績の悪化に伴い、帳簿価額の全額を回収見込みがないと評価した結果、カイカ証券株式会社の固定資産の当該減少額7,866千円を減損損失として計上しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・商品

個別法による原価法

- ・仕掛品

個別法による原価法

ハ. 暗号資産の評価基準及び評価方法

- ・活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

- ・活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物附属設備 6年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に関係会社からの経営指導料及び業務委託料となります。経営指導料及び業務委託料は関係会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（表示方法の変更にに関する注記）

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「自己保有暗号資産」（前事業年度4千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前事業年度519千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金」と表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響及び繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,962,295千円
関係会社株式評価損	13,012,654千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としています。

関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当事業年度において、暗号資産市場におけるステーブルコインの暴落などの外部環境の悪化により株式会社カイカフィナンシャルホールディングスグループの事業計画の変更を余儀なくされ、取得時に想定していた超過収益力が見込めず、同社株式の実質価額が著しく下落したため、当該減少額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

また、株式会社カイカフィナンシャルホールディングスグループの計画には、将来の暗号資産市場の動向や、暗号資産取引所における利用者数といった複数の重要な仮定が含まれます。

そのため、翌事業年度において、不確実な経済条件の変動などによって、仮定と実績が大幅に異なる場合、該当する関係会社の純資産が減少し、追加の評価損が発生する可能性があります。

(暗号資産に関する注記)

暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	当事業年度 (2022年10月31日)
保有する暗号資産	81,386 千円
合計	81,386 千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	当事業年度 (2022年10月31日)	
種類	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
ビットコイン	0.427793 BTC	1,295 千円
イーサリアム	4.630169 ETH	1,074 千円
合計	—	2,369 千円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

	当事業年度 (2022年10月31日)	
種類	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
スケブコイン	263,389,000 SKEB	79,016 千円
合計	—	79,016 千円

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	633,070千円
短期金銭債務	343,738千円
長期金銭債権	606,408千円
長期金銭債務	313,241千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

49,406千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。

株式会社C A I C Aテクノロジーズ（連結子会社） 570,000千円

4. 当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当事業年度末残高360,000千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定額以上であることを約する財務制限条項が付されております。前々事業年度及び前事業年度の決算確定をもって当該財務制限条項に抵触致しましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する合意を得ました。しかしながら、当事業年度末において、借入金360,000千円について抵触している状況を解消できないことになりましたので、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する協議をしております。また当社グループは、当事業年度末現在十分な返済原資を有しており、当該事象が当社グループの財政状態に影響を及ぼすことはございません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 300,000千円

営業取引以外の取引高 22,675千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 103,785株

当事業年度末日における当社が発行している

新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 70,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別

繰延税金資産

賞与引当金 2,058千円

貸倒引当金 68,965千円

関係会社株式評価損 7,179,711千円

投資有価証券評価損 90,039千円

適格会社分割に伴う関係会社株式差額 1,227,748千円

繰越欠損金 1,837,872千円

その他 10,796千円

繰延税金資産小計 10,417,193千円

評価性引当額 10,417,193千円

繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債

投資有価証券 474千円

繰延税金負債合計 474千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社CAICA テクノロジーズ	所有 直接 100%	兼任	情報 サービ ス	経営指導料	270,000	未収入金	49,500
					業務受託収入	30,000	未収入金	5,500
					資金の返済	270,000	長期借入金	300,000
							1年内返済予 定の長期借入 金	320,000
					利息の支払	7,401	未払費用	8,171
					資金の回収	400,000	長期貸付金	50,000
					利息の受取	6,408	長期未収入金	6,408
子会社	株式会社カイカ キャピタル	所有 間接 84%	—	暗号資 産関連	社債の引受	300,000	投資有価証券	300,000
					資金の貸付	250,000	—	—
					資金の回収	250,000	—	—
					利息の受取	6,545	未収入金	5,523
子会社	株式会社カイカ フィナンシャル ホールディングス	所有 直接 100%	兼任	金融 サービ ス	資金の貸付	550,000	長期貸付金	550,000
					利息の受取	2,490	未収入金	2,490
					会社分割			
					分割資産合計	17,655,692	—	—
					分割負債合計	2,391,393	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入、差出はありません。

3. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 38円70銭
- (2) 1株当たり当期純損失 112円94銭

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の付与)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。